

JASRAC との信託契約のポイント

①すべての著作権が JASRAC に移転します

- これまでの作品も、今後の作品も、全ての著作権を JASRAC に預けていただきます。（作品単位の契約ではありません）
- ご自身でご自分の作品を利用する場合も、原則として利用手続きが必要です。
- JASRAC の承諾なく、著作権を第三者に譲渡することはできません。
- 利用者との間で使用料を免除する契約をすることは、④「留保・制限」を除きできません。

②管理委託範囲を選択できます

- JASRAC に預けていただく著作権の中から、「支分権」「利用形態」の単位で一部を除くことができます。
- 作品単位で管理委託範囲を選択することはできません。
- 12月31日までに書面によってお申し出いただくことにより、翌年の4月1日から管理委託範囲を変更することができます。

③著作権の保証

JASRAC に預けていただく著作権は、ご自身で著作権を有し、かつ他人の著作権を侵害していないものでなければなりません。



④留保・制限

特定の利用方法においては、JASRAC にあらかじめ承諾を得て、管理に一定の条件をつけること（管理の留保・制限）ができます。



⑤信託契約を解除したい場合は

12月31日までに書面によってお申し出いただくことにより、翌年の3月31日をもって信託契約を解除することができます。



⑥お届けが必要になります

- 新たに作品を著作したとき、または新たに作品の権利を取得したときは、「作品届」をご提出ください。
- 住所、氏名、送金先、実印等が変更になったときは、所定の用紙をご提出ください。